

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業Q&A

<対象事業所と対象経費>

Q 1. 対象の業種は指定しているのか。

- A. 本制度は中小企業者等の支援を目的としたものであり、業種に指定はありません。ただし、農業、漁業及び林業を行う個人事業主は対象外となります。

Q 2. 第3条の設備投資とは具体的にどのようなものがあるのか。

- A. (1) 機械装置（クリーニング設備、コンベア、自家発電機等）
(2) 測定工具及び検査工具（電位測定器、温度計、硬度計、粗さ測定器等）
(3) 器具備品（看板、陳列ケース、冷暖房機等）
(4) 建物付属設備（店舗内装、照明設備、通信設備等）
(5) 構築物（舗装路面、緑化施設、広告塔、駐車場等）

Q 3. 購入ではなく、リースの場合は対象になるのか。

- A. リースの場合は対象外となります。

Q 4. 鳴門市内に本社があるが、設備を導入する事業所が市外にある場合は対象となるか。

- A. 対象となりません。設備を導入する事業所が鳴門市内にあることが必要です。

Q 5. 現在、休業していますが、申請の対象となるか。

- A. 申請日以後も事業継続の意思がある場合は対象となります。

Q 6. フランチャイズ店は対象となるか。

- A. 市内店舗分は対象となります。

Q 7. 複数の設備を導入した場合、合計で20万円を超えれば対象となるのか。

- A. 1件あたりの設備投資額が20万円を超えるもののみが対象となります。

Q 8. 導入する設備が中古品の場合は、対象となりますか。

- A. 対象となります。ただし、補助対象者と資本的、経済的・組織的関連性等のある事業者との間における売買は除きます。

<申請・請求手続き>

Q 1. 申請はどのようにするのか。

A. 要綱で定める申請書に必要事項を記入していただき、原則郵送での申請をお願いします。

Q 2. 提出に当たって、郵送方法に指定はあるか。

A. 郵送事故防止のため、特定記録又は簡易書留にて送付ください。

Q 3. 一度提出した申請書類は、返却してもらえるのか。

A. 提出後の書類の返却には対応できかねますので、必要があれば写しを事前に保管してください。

Q 4. 要綱にある「現地調査等」とはどのような場合に想定されるのか。

A. 要件としている内容に不明点等がある場合、確認のために現地調査を行うことがあります。

Q 5. 現地調査等を拒んだ場合はどうなるのか。

A. 要件の確認ができない場合は交付対象外となります。

Q 6. 請求してからどのぐらいで補助金を受けられるか。

A. 通常2～3週間程度を予定していますが、内容確認等に時間を要する場合はそれ以降となることもあります。

Q 7. 補助対象者が鳴門市内に複数の事業所（店舗等）をもつ場合、事業所（店舗等）ごとに申請ができる。

A. 事業所（店舗等）ごとに申請をしていただきます。
ただし、1補助対象者あたり、30万円を交付額の上限とします。

Q 8. 申請書に記載する設備投資額は消費税込みの金額か。

A. 消費税を除いた金額を記載してください。

Q 9. 領収書の日付が第5条の対象期間内でなければいけないのか。

A. 対象期間内に設備投資を行ったことを確認するため、対象期間内の領収書の写し等が必要となります。ただし、分割支払い等の理由で、支払いが複数回にわたる場合は、対象期間内に少なくとも一度は支払いをしている必要があります。

Q 10. 支援金を現金でもらうことは可能か。

A. 確実な給付のため、口座振込のみの対応とします。